

徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、地域における医療及び介護の総合的な確保のため、医療介護総合確保法に基づく県計画における事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付額の算定方法)

第2条 本補助金は、別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表第2欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、同表第3欄に掲げる経費（以下「対象経費」という。）の額（同表第4欄に定める額を限度とする。）と総事業費から寄附金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に同表第5欄に定める率を乗じて得た額（ただし1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。）を交付額とする。

(交付の対象外費用)

第3条 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 既存建物の買収に要する費用
- (4) その他事業の実施について適当と認められない費用

(補助金交付申請書等)

第4条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

- 2 規則第3条の知事が定める書類は、別表2の第2欄に掲げるとおりとする。
- 3 規則第3条の知事の定める期日は、別に定める。

(交付の条件)

第5条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- (1) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (3) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の設置場所（ただし、軽微な変更を除く。）
 - イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、軽微な変更を除く。）
- (4) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。
- (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(軽微な変更)

第6条 規則第5条第1項第1号及び第2号の知事が定める軽微な変更は、別表1の第6欄に掲げるもの以外のものとする。

(変更承認の申請等)

第7条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第7号)を知事に提出しなければならない

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業の変更(中止・廃止)の内容及び理由を記載した書類

(2) 第4条第2項に掲げる書類

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第8条 規則第11条の実績報告書は、様式第8号による。

2 規則第11条の知事が定める書類は、別表2の第3欄に掲げるとおりとする。

3 規則第11条の規定による実績報告書は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(補助金の請求)

第9条 規則第12条の規定による通知を受けた市町村以外の補助事業者は、補助金請求書(様式第13号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第10条 知事は、市町村である補助事業者に対しては規則第12条の規定による補助金の額の確定の通知をした後、市町村以外の補助事業者に対しては前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第11条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。

2 補助事業者は前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書により交付を受ける理由を記載した書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金調書等)

第12条 規則第16条の補助金調書は様式第14号による。

2 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(財産処分の制限)

第13条 規則第17条の知事が定める財産は、補助事業により取得又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格の単価が50万円以上(補助事業者が市町村以外の者の場合は30万円以上)又は単価が50万円以上(補助事業者が市町村以外の者の場合は30万円以上)に効用の増加した機械及び器具とする。

2 規則第17条ただし書の知事が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」で定める耐用年数とする。

(資料の提出部数等)

第14条 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、2部とする。

附 則

この交付要綱は、平成26年12月22日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。